

# 鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」

## 重要事項説明書

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」
- ・所在地 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205番地の29
- ・電話番号 088-687-2478または、088-683-6310
- ・管理者名 山上 敦子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3650280013号）

#### (2) 鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」の目的と運営方針

事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。サービスの提供にあたっては、ご利用者様の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及びリハビリテーションを行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

#### (3) 施設の職員体制

職 種	人 員	業務内容
・ 医 師	1名（兼務）	医学的管理及び療養上の指導
・ 看護職員	2名	医師の指示の下、利用者の健康管理及び看護業務を行う
・ 介護職員	5名 1名(非常勤)	医学的管理の下、における介護業務を行う
・ 理学療法士	2名	心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行う
・ 作業療法士	2名（常勤1名 兼務1名）	必要な作業療法を行う
・ 言語聴覚士	1名（兼務）	必要な言語療法を行う
・ 事務職員	1名（兼務）	必要な事務を行う

#### (4) 通所定員 40名 1単位

### 2. サービス内容

- ① 送迎・・・ご自宅まで送迎致します。戸口送迎が原則ですが、ベッドまでの送迎等のご相談には、前向きにご検討致します。なお、豪雨・降雪等における基幹道路の通行規制で、送迎の困難な場合、ご利用中止をお願いすることがございます。
- ② 食事・・・栄養士が、ご利用者様に合わせたお食事をご用意致します。
- ③ 入浴・・・一般浴・器械浴があり、ご利用者様に適した入浴を提供します。
- ④ リハビリテーション・・・心身機能の維持・回復を目的に、ご利用者様に適した訓練プログラムを理学療法士が評価・作成・実施致します。
- ⑤ 生活相談・・・自宅で生活する上でのお困り事等、相談に応じます。

- ⑥ レクリエーション・・・気分転換や社交の場を提供し、楽しくご参加頂けるレクリエーションの実施により、活性化をはかります。
- ⑦ 健康管理・・・・・・・・・・体温・血圧等の測定や問診を通じ、医師・看護師が日々の健康を管理致します。
- ⑧ 日常生活介護・・・・・・・・ご利用者様の残存能力を引き出す介護をご提供致します。
- ⑨ 趣味・教養活動・・・・・・・・手芸・書道・演芸会等、ご利用者様のニーズに沿った内容の生きがい活動を、楽しくご支援致します。
- ⑩ 季節行事・・・・・・・・・・誕生会や季節の行事を通じて季節感を積極的に促し、また、ご利用者様相互の交流や親睦を深めて頂きます。
- ⑪通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ⑫理美容サービス
- ⑬その他

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### ・協力医療機関

- ・名 称 鳴門山上病院
- ・住 所 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂 2 0 5 番地の 2 9

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 送迎時間の連絡は、ご利用者様の希望と当事業所の都合によりお知らせが必要な場合は電話等でご連絡致します。
- ・ 体調に急変等が予想される場合は、ご家族にご連絡致します。
- ・ 体調不良等によりサービスの中止・変更等がある場合、緊急時の連絡方法に従って、ご連絡の上、対応致します。
- ・ 設備・器具の利用は、職員の指示又は設備等の取り扱い要領に従い、適正な方法により使用して頂きます。
- ・ 送迎時は、シートベルトの着用をお願いします。
- ・ 事業所の規律を守り、喧嘩、口論又は暴行等他の利用者様の迷惑となるような行為をしないようお願いします。
- ・ 利用のキャンセル、また食事のキャンセルは、原則として3日前までにお願いします。

### 5. 緊急時の対応方法

- ・ 緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
- ・ サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、ご家族様、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

### 6. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。

### 7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練 年2回

### 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、

宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 9. 要望及び苦情等の相談

- ① 当センターご利用者相談・苦情担当 高井・森本  
電話 088-687-2478 または、088-683-6310
- ② その他  
徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話088-666-0117  
鳴門市在住の方 鳴門市役所 長寿介護課 電話088-684-1192

## 10. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 11. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 12. 利用料金

#### (1) 通所リハビリテーションの基本料金（通常規模の通所リハビリテーション費）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの1割負担分です。）

[4時間以上6時間未満]

・要介護1	559円
・要介護2	666円
・要介護3	772円
・要介護4	878円
・要介護5	984円

- ② サービス提供体制強化加算 18円
- ③ 入浴代：介助による場合 50円

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

- ④ リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ 230円（1月）  
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 1020円（6月以内）  
700円（6月超）

- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算  
退院・退所日又は認定日から起算して3月以内 110円/日

- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ  
退院・退所日又は通所開始日から起算して3月以内  
240円/日（週2回限度）

認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ  
退院・退所日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内  
1,920円/月

⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

- ・開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合 2000円/月
- ・開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 1000円/月

※生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画書で定めた実施期間の翌月以降に、同一の利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合は、6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

⑧ 栄養改善加算 150円（月2回限度・原則3月以内）

⑨ 口腔機能向上加算 150円（月2回限度・原則3月以内）

⑩ 中重度者ケア体制加算 20円/日

※通常のサービス提供地域以外の中山間地域等に居住する方へのサービス提供は5%が加算されます。

※基本料金に各種加算を加えた総料金に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として4.7%が加算されます。

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの1割負担分です）

- ① ・要支援1 1812円
- ・要支援2 3715円

② 運動器の機能向上サービスの提供 225円

③ 栄養改善サービスの提供： 150円

④ 口腔機能向上サービスの提供： 150円

- ⑤ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、複数のプログラムを組み合わせる実施した場合：  
2種類実施 480円  
3種類実施 700円

① サービス提供体制強化加算

- ・要支援1 72円
- ・要支援2 144円

※通常のサービス提供地域以外の中山間地域等に居住する方へのサービス提供は5%が加算されます。

※基本料金に各種加算を加えた総料金に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として4.7%が加算されます。

(3) その他の料金

- ① 食費 昼食 550円
- ② おむつ代 テープ止めタイプ 120円  
尿取りパット 50円

③ 行事等にかかる費用等は自己負担になります。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（施設の実状に合わせて利用日毎に精算する方法としても可）
- ・お支払い方法は、現金、郵便局口座自動引き落としの2方法があります。利用申込み時にお選びください。

## 個人情報の利用目的

鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」  
重要事項説明同意書

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

<説明者>

徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂 205-29  
鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」

氏名

印

鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」を利用するにあたり、鳴山荘通所リハビリテーションセンター「ステップ」重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

本重要事項説明書は、2部作成し利用者、事業所が1部ずつ保有するものとする。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<代理人>

住 所

氏 名

印